国立大学法人東京農工大学情報公開・保有個人情報開示請求等取扱細則の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （情報公開・個人情報保護室の組織及び場所） 第２条　（略） ２　室長は、総務課長をもって充て、情報公開・個人情報保護室の事務を総括する。 ３　（略）	本則 （情報公開・個人情報保護室の組織及び場所） 第２条　（略） ２　室長は、総務・経営企画部総務課長をもって充て、情報公開・個人情報保護室の事務を総括する。 ３　（略）	

附　則（令和３年４月１日規程第15号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。